

特定複合観光施設区域整備法（いわゆる「カジノ解禁実施法」）の成立に抗議し、  
その廃止を求める会長声明

2018年（平成30年）7月25日

兵庫県弁護士会

会長 藤掛伸之

2018年（平成30年）7月20日、特定複合観光施設区域整備法（いわゆる「カジノ解禁実施法」）が成立した。カジノ解禁実施法は、我が国で初めて民間賭博を公認し、民間事業者が、営利の目的でギャンブル事業を営むための手続等を定め、一定の条件下で民間賭博を認めるものであり、当会は、カジノ合法化そのものに一貫して反対してきただけに、誠に遺憾といわざるをえない。

カジノ解禁実施法は、カジノの弊害抑止のための具体的なカジノ規制の多くが政令委任事項とされて明らかにされず、カジノ客は最大3日間（連続72時間）のカジノ入場が可能とされて、また、一定の金額を預け入れたカジノ客に対してはカジノ事業者からの貸付けも可能とされて、カジノ依存対策としては不十分であるどころか、むしろのめり込みを助長するような制度設計になっている。カジノ面積の規制については、従来の有識者会議の取りまとめ段階で提案されていた絶対値規制が抜け落ち、さらには、カジノ事業者を監督すべきカジノ管理委員会の職員としてカジノ事業者からの採用が禁止されないなど、カジノ事業による利益確保のために、カジノ客の安全が後退し、また、今後も後退していく可能性が非常に高い。

カジノ解禁実施法は、カジノ事業者の役員等の中には、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者が存在してはならないものとし、かつ、カジノ事業者は、これらの者をカジノ施設に入場させてはならないものとしているが、暴力団員の潜在化が進むなか、これらに該当するかどうかを見抜くことは困難であり、反社会的勢力を完全に排除することはできない。カジノがマネーロンダリング等の違法な資金移動に利用されることも懸念される。

そもそも、我が国の刑法は、賭博行為を犯罪とし（刑法185条以下）、公営ギャンブルについて特別法により違法性を阻却するに際しては、目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体への公的監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止等を考慮要素として、慎重な検討が行われてきた。その結果、これまで民間賭博が認められることはなかった。

カジノ解禁実施法の成立は、刑法が賭博を犯罪とし、刑罰をもって禁止している趣旨を没却し、法秩序全体の整合性を著しく損なうものであり、また、その内容はカジノ客の安全を蔑ろにするものであって、これまで当会がカジノ解禁に反対する理由として掲げてきた懸念が杞憂ではなかったことが明らかになった。

よって、当会は、カジノ解禁実施法の成立に抗議し、その廃止を求めるものである。